

岐阜駅及び周辺地域のリブランディングリサーチ委託業務
プロポーザル募集要項

令和８年９月２５日

岐阜県商工労働部商工労働政策課

目次

第1 募集の内容	1
1 委託業務名	
2 業務内容	
3 委託業務期間	
4 委託費の上限	
第2 プロポーザルに係る事項	1
1 プロポーザル参加の要件	
2 企画提案書の作成	
3 プロポーザルの手続き等	
第3 評価に関する事項	4
1 評価方法	
2 プロポーザル評価会議	
3 プロポーザル評価基準	
第4 選定に係る事項	5
1 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法	
2 複数の最低得点者が生じた場合の取り扱い	
3 提案者が1者又はない場合の取り扱い	
4 評価結果等の通知及び公表	
第5 契約の締結	5
1 契約方法	
2 契約保証金	
第6 業務の適正な実施に関する事項	6
1 関係法令の遵守	
2 業務の一括再委託の禁止	
3 個人情報保護	
4 情報セキュリティ	
5 守秘義務	
6 立入検査等	
第7 業務の継続が困難となった場合の措置について	6
1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第8 不当介入における通報義務	6
1 妨害又は不当要求に対する通報義務	
2 履行期間の延長請求	
第9 その他	7
第10 問い合わせ先	7
別表 評価項目及び評価内容	8

岐阜駅及び周辺地域のリブランディングリサーチ委託業務 プロポーザル募集要項

岐阜駅及びその周辺地域のリブランディングの方向性及び各施設・エリアの目指すべき機能を探ることを目的とした「岐阜駅及び周辺地域のリブランディングリサーチ委託業務」について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

岐阜駅及び周辺地域のリブランディングリサーチ委託業務

2 業務内容

別添「仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

4 委託費の上限

8,928,150円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします。

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、下記①から⑩までのすべての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

共同体にあつては、すべての構成員が①から④、⑥～⑩までのすべての要件を満たし、代表構成員は⑤の要件を満たすこと。また、構成員のうち少なくとも1者は⑩の要件を満たすこと。

① 国内に本社、本店、支店又は活動拠点を置いている法人等であること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

⑤ プロポーザル評価会議を開催する日において、「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）」に掲載されている者であること。

⑥ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく指名停止措置をプロポーザル参加申込期限日から評価会議を開催する日までの期間内に受けていないこと。

⑦ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までに受けていないこ

と又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑨ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- ⑩ 県税等の公租公課について、未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- ⑪ 過去5年間（令和3年度～令和7年度）において、国又は地方公共団体が実施する市場調査等の業務を受託した実績を有していること。

2 企画提案書の作成

以下の項目（詳細は「別添『仕様書』」も参照すること）について、事業の企画を様式1に沿って作成してください。

- ・企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3判資料、折込使用可）とします。
- ・企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。
- ・企画提案に係る参考・説明資料が必要な場合は、任意様式で添付することができます。
- ・企画内容は実現可能なものとし、実施にあたっては県と調整することとしてください。
- ・企画提案書は、「表紙（様式1）」「見積書」「法人等の概要書（様式2）」「社会的課題への取組状況（様式3）」を除き、20ページ以内（A3用紙はA4用紙2枚に換算。）に収めることとします。
- ・企画提案書の構成（例）
 - （1）実施方針
 - （2）業務の実施計画
 - （3）実施スケジュール
 - （4）提案者の過去の実績
 - （5）提案者の能力等（経営基盤）
 - （6）事業実施体制

3 プロポーザルの手続き等

（1）スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公開・配布	令和8年 9月25日（金）～ 10月16日（金）正午
② 募集要項等に関する質問受付	令和8年 9月25日（金）～ 10月14日（水）正午
③ プロポーザル参加申込受付	令和8年 9月25日（金）～ 10月16日（金）正午
④ プロポーザル企画提案書受付	令和8年 9月25日（金）～ 10月21日（水）正午
⑤ プロポーザル評価会議	令和8年10月28日（水） ※予定
⑥ 評価結果の公表・通知	令和8年10月下旬 ※予定

（2）募集要項等の公表・配布

- ① 配布期間
令和8年9月25日（金）～10月16日（金）正午（閉庁日を除く。）
午前8時30分～午後5時15分（最終日10月16日（金）については、正午までとする。）
- ② 配布場所
募集要項等は、岐阜県庁ウェブサイト内の以下のページに掲示します。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/518680.html>
※紙媒体での配布を希望の場合は、以下の配布場所までお越しください。
〔配布場所〕 岐阜県商工労働部商工労働政策課
（岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階）

（3）質問事項の受付、回答

- ① 受付期間
令和8年9月25日（金）～10月14日（水）正午（必着）（閉庁日を除く。）
- ② 提出方法
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を、商工労働政策課あて電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付し

提出してください。

E-mail : c11351@pref.gifu.lg.jp

※提出した場合は、届いているかの確認を電話にて行ってください。

※メール送信の際は、件名に「【質問】岐阜駅及び周辺地域のリブランディングリサーチ委託業務」と記したうえで送信してください。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、随時、岐阜県庁ウェブサイト内の以下のページに掲載します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/518680.html>

(4) 参加申込の受付

① 受付期間

令和8年9月25日（金）～10月16日（金）正午（必着）（閉庁日を除く。）

② 提出方法

- ・参加希望者は参加申込書（別紙2）を商工労働政策課まで持参又は郵送により提出してください。
- ・共同体にあっては、共同体構成員届出書（別紙3）、共同体協定書（別紙4）及び共同体委任状（別紙5）を併せて提出してください。
- ・提出は紙によるものとし、電子ファイルでの提出は受け付けません。
- ・持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は正午まで）とします。
- ・郵送の場合は、簡易書留等配達記録の記録が残るものとし、令和8年10月16日（金）正午必着としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

③ 提出部数 1部

(5) 企画提案書等の受付

① 受付期間

令和8年9月25日（金）～10月21日（水）正午（必着）（閉庁日を除く。）

② 提出書類

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1）

※参考・説明資料が必要な場合は添付のこと。表紙以外は様式任意。

イ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（任意）

ウ 法人等の概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式2）

エ 社会的課題への取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）

③ 提出部数

8部（正本1部、副本7部。参考・説明資料含む。）

④ 提出方法

- ・商工労働政策課まで持参又は郵送により提出してください。
- ・持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は正午まで）とします。
- ・郵送の場合は、簡易書留等配達記録の記録が残るものとし、令和8年10月21日（水）正午必着としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

⑤ その他

プロポーザル評価会議において、企画提案書等を使用してプレゼンテーションを実施してください。必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての留意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

- オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- カ 構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- キ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ク 事業者選定終了までに、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ケ 委託費の上限を超える見積額の提案を行った場合
- コ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて企画提案参加者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません（軽微なものを除く）。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は全て参加者負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、参加辞退届（別紙6）を、商工労働政策課に持参又は郵送により申し出てください。

※郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

（7）見積書作成に当たっての注意事項

- ・提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税を明記することとしてください。また、内訳を明記してください。
- ・事業における人件費等の経費について、労働条件、市場実勢等を踏まえて適切な水準を設定してください。

第3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「岐阜駅及び周辺地域のリブランディングリサーチ委託業務プロポーザル評価会議」（以下「評価会議」という。）が行います。

なお、委託者の選定に当たっては、評価項目に沿って、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、最優秀提案者を選定します。

2 プロポーザル評価会議

（1）開催日時・場所

日時：令和8年10月28日（水） ※予定

場所：岐阜県庁内会議室

※正式な日時・場所については、後日、企画提案参加者にそれぞれ通知します。

（2）企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20分間以内

評価会議構成員からの質疑 15分間程度

(3) 注意事項

- ・プレゼンテーション参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・参加人数は2名以内とします。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。
- ・プレゼンテーションの際、新規に資料を追加すること、及びパワーポイント機材等を使用することはできません。企画提案書受付期間内に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した追加の紙資料は提出可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。

3 プロポーザル評価基準

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

なお、各評価項目の合計点を1構成員につき160点満点として採点し、各構成員の採点数の合計（構成員3名：満点480点）が、60%以上（288点以上）であることを最低基準とします。

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

- ① 各構成員は、別表「評価項目及び評価内容」に基づき、提案ごとに点数評価を行います。
- ② 構成員毎に評価点数の高い順から下記のとおり順位点を付することとします。

順位	1位	2位	3位	4位以下
順位点	3点	2点	1点	0点

- ③ 各構成員の順位点を合計し、合計点の最も高い提案者を最優秀提案者としてします。
- ④ ③に関わらず、最低基準に満たない提案者は選定から除外します。

2 複数の最低得点者が生じた場合の取り扱い

順位点合計の最も高い提案者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を高順位とします。なお、順位点合計の最も高いかつ提案金額の最も低い提案者が複数いる場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定します。

3 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において最低基準を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者としてします。また、最低基準に満たない場合又は提案者がない場合には、再度公募を検討します。

4 評価結果の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、最優秀提案者（契約交渉の相手方）が決定してから、速やかに各提案者に文書にて通知するとともに、下記の項目を岐阜県庁ウェブサイト内の以下のページに公表します。なお、電話等での問い合わせには応じません。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/518680.html>

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の総評価点（得点順）（価格点及び提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、提案者が2者の場合には公表しない。）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第5 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場

合には、最低基準点を満たし、かつ評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととします。

2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他法令のみならず、維持管理、安全管理、衛生管理、労務管理や危機管理等に関する法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）及び仕様書別記2「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 情報セキュリティ

受託者は、各種データ管理を行うにあたり、仕様書別記3「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守してください。

5 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

6 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問を行う場合があります。委託契約終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、受託者は引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、感染症の感染拡大、その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、受託者は円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 不当介入における通報義務

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理

的な理由が認められない不当又は違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければなりません。

2 履行期間の延長請求

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、岐阜県に履行期間の延長を請求することができます。

第9 その他

- ・最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとします。
- ・最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第10 問い合わせ先

岐阜県商工労働部商工労働政策課
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階
TEL：058-272-8351（直通）
FAX：058-271-6873
E-mail：c11351@pref.gifu.lg.jp

評価項目及び評価内容

別表

下表に基づき、評価点を算出し、その合計を総評価点とする。なお、評価会議構成員の総評価点の合計の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。総評価点の高い順から順位点を付し（1位＝3点、2位＝2点、…）、各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い提案者1名を最優秀提案者として選定する。

評価項目及び評価内容		評価基準点（点）				
1 提案内容の有効性及び実現可能性（130点）		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
（1）リサーチ手法の企画立案・設計、全体調整（40点）						
リサーチ手法の企画立案	・対象エリアはアクティブGを中心に、対象エリアを課題ごとに整理したうえで選定・提案できるか。 ・課題解決のためのリサーチターゲットを明確にできる提案か。 ・周辺地域だけでなく、名古屋圏、首都圏をふまえた商圈を考慮しているか	20	16	12	8	4
リサーチ詳細設計	・リサーチ手法や日程、回数は対象エリアと比較して適切な内容か ・調査目標数はリサーチ手法ごとに信頼性の高い数を調査できるか、また、関係するステークホルダーは適切に選定されているか	10	8	6	4	2
スケジュール等	・実施スケジュールは無理がなく適切なものか	10	8	6	4	2
（2）仮説の設定、各種リサーチの実施、収集データの分析（60点）						
仮説の設定	・アクティブGを中心に、周辺地域の施設・エリアについて、集客ターゲットを明確にした具体的な将来像が描ける提案か ・多様なセグメントの視点・視座をふまえ、実現性・将来性を兼ねた仮説が提案できるか ・地理的・歴史的背景など、当地域の独自性や強みをふまえた本物志向の提案ができるか	15	12	9	6	3
リサーチの実施全般	・主要なリサーチの実施時期及び場所、実施手法は、それぞれ分析に必要な質及び数を確保できるものか ・設定した仮説と手法・内容は適切に関連付けられているか ・スタッフの配置とスキルは十分か、またマニュアル等運営体制は整備されているか	15	12	9	6	3
競合・先行事例、定量・定性・インサイト分析等各種リサーチ	・補強するリサーチは、多様性・質・量とも十分なものか ・直近等トレンドを反映できるリサーチ内容か	15	12	9	6	3
収集データの分析	・多角的なアプローチによる分析手法内容か ・施設やエリアなどの違いにより傾向を捉えられる分析手法か ・収集したデータは、単に計算するだけでなく、データマイニングやアルゴリズムを活用するなど、現代の消費者の行動変容に対応できる内容か	15	12	9	6	3
（3）リブランディングへの基本構想の策定（30点）						
ブランド戦略の提案	・戦略策定・提案手法は、体系的に整理され、実現可能性・方向性が明確にできるものか	10	8	6	4	2
ブランドコンセプトの提案	・ブランドコンセプト作成・提案手法は、当地域の特異性や強み、独自の提供価値などを整理し言語化する過程をとっているか。また、提供する価値はステークホルダーに伝わりやすいものとできるか	10	8	6	4	2
その他	・調査・分析等をふまえて必要なパース図を作成できるか ・上記以外に委託費の範囲内で有効な独自提案・企画があるか	10	8	6	4	2
2 事業を適正かつ確実に実施する能力（30点）						
（1）実施能力について ・十分な事業実施体制があり、業務遂行能力、危機管理能力の高い事業者であるか。 ・提案者の経営基盤が安定しているか。		10	8	6	4	2
（2）業務実績について ・本事業に類する事業の実施実績から、受託能力があり、その知識・ノウハウ・経験等を当事業に十分生かし、成果が出せることが期待できるか。		5	4	3	2	1
（3）見積内容について ・事業費の積算は、提案された企画内容と整合し、低廉かつ合理的なものであるか。		10	8	6	4	2
（4）社会的課題への取り組みについて ・「障がい者雇用」、「仕事と家庭の両立支援」、「若者の採用・育成」、「事業継続計画（BCP）の策定」、「パートナーシップ構築宣言登録・公表」といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。		5	4	3	2	1
計		／160				